

被扶養者認定に必要な書類一覧表

○印:必ず提出 ▲印:健康保険組合が必要と判断した場合に添付が必要

【注1】書類名に(※)があるものは備考欄を必ずご確認ください。

【注2】書類名に(写)と記載があるもの以外は、原本をご提出ください。

【注3】扶養認定審査上、必要に応じて他の書類の提出を依頼する事があります。

【注4】新生児を申請する方は、「保険証編」-「被扶養者を追加する」-「もっと詳しく(新生児を申請する場合)」をご確認ください。

提出・添付書類		同一世帯になくてもよい人										同一世帯が条件の人			備考
		配偶者	父母	子		孫・弟妹		兄弟	祖父母	甥・姪		義父母	おじ・おば		
				16歳以上	16歳未満	16歳以上	16歳未満			16歳以上	16歳未満				
必ず提出する書類	健康保険被扶養者(異動)届【増】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	対象者を含む世帯全員の住民票(※)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・続柄記載のもので、個人番号省略のもの ・申請月から2か月以内に交付されたもの ・海外在住で国内に住民票がない場合は、「保険証編」-「被扶養者を追加する」-「日本国内に住所がなく、国内居住要件の例外に該当する場合の添付書類」を参照
	被扶養者認定対象者状況届(※)	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	新生児を申請する場合は不要
	対象者の健康保険資格喪失証明書(※)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・国民健康保険に加入していた場合は国民健康保険の保険証(写) ・新生児を申請する場合は不要

※以下は、対象者の状況に応じて提出する書類です。該当する全ての状況に○印が付いている書類をご提出ください。

家族の状況	提出・添付書類	同一世帯になくてもよい人										同一世帯が条件の人			備考
		配偶者	父母	子		孫・弟妹		兄弟	祖父母	甥・姪		義父母	おじ・おば		
				16歳以上	16歳未満	16歳以上	16歳未満			16歳以上	16歳未満				
いままで働いていた人	失業給付を受給する人	離職票1と2(写)、雇用保険受給資格者証(写)(※)	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	離職票、雇用保険受給資格者証が申請時に入手できていない場合は、それらの添付なしで申請可 <後日、離職票1と2、雇用保険受給資格者証を入手次第、速やかに提出が必要>
	失業給付の受給を延長する人	・離職票1と2(写)(※) ・育児出産が理由の方は母親の氏名が確認できる母子手帳(写) ・病気療養が理由の方は医師の診断書(写)	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	
	失業給付を受給できない人(就労期間不足)	離職票1と2(写)(※)	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	
	失業給付を受給しない人(受給権放棄)	・離職票1と2(写)(※) ・雇用保険(失業給付)不受給確認書	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	
	失業給付を受給できない人(雇用保険未加入)	雇用主による雇用保険未加入の証明(※)	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	雇用保険料控除のない直近の給与明細書(写)でも可
生計維持関係が証明される書類	失業給付の受給が終了した人	「支給終了」の印字のある雇用保険受給資格者証(写)(両面)	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	
	学生(高校生以下)	学生証(写)(※)			○		○		○		○				小学生・中学生は不要
	学生(大学生・大学院生)	在学証明書			○		○								
	学生以外(退職後1年以上経過した人)	所得証明書(※)	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	市町村発行の収入金額が記載された証明書
	自営業を廃業した人	個人事業廃業届出書(写)	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	
現在収入がある人	現在働いている人(パート・アルバイトを含む)	直近の給与明細書(写)または雇用契約書等、収入見込額が確認できるもの(写)(※)	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	認定後、連続した3ヵ月分の給与明細の提出が必要
	年金受給者(公的・私的)	直近の年金振込通知書(写)(※)	○	○					○	○	○	○	○	○	非課税の年金についても必要
	各種給付金を受給している人(傷病手当金、出産手当金、労災給付金等)	給付金通知書(写)(※)	○	○	○	▲	○	▲	○	○	○	▲	○	○	受給額や受給期間等が確認できるもの
	個人事業主／事業所得のある人(確定申告あり)	税務署の受付印のある確定申告書類一式(写)(※)	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	直近二年間分を提出 別途、経費の申告がある場合は「直接的必要経費申告書」とその裏付け書類(領収書のみ可。レシートは不可)(写)を提出
	個人事業主／事業所得のある人(確定申告なし)	収入の内訳が確認できる書類(領収書のみ可。レシートは不可)(写)(※)	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	直近二年間分を提出
上記に加えて追加で必要となる書類	別居している家族を申請する人	・生活費申告書(※) ・被保険者以外で扶養義務がある方全員の所得証明書(※)	▲	○	▲	▲	○	○	○	○					・認定後、連続した3ヵ月分の送金確認書類(送金者・受取人・送金額・送金日が確認できるもの)の提出が必要 ・通学による別居の子を申請する場合は不要
	結婚した配偶者を申請する人(申請理由が結婚の場合のみ)	婚姻届受理証明書(※)	○												婚姻届を提出した市区町村で入手可
	新規入社で、子のみを申請する人(配偶者は扶養しない)	勤務先が証明する被保険者および配偶者の今後一年間の収入が確認できる書類(※)			○	○									今後一年間とは、子を扶養入れる月から今後一年間のことと指す
	親族/同一世帯等が証明されるもの(住民票で確認できない場合等)	戸籍謄(抄)本(※)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	養父母、養子の場合は養子縁組届けでも可
	障害のある人	障害者手帳(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病気療養中の入	医師の診断書または所見	▲	▲	▲		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	